平成２６年（フ）第３６０号
金沢市大樋町６番23号　リバティーハイツ301号
債務者　木村　正道
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
金沢地方裁判所

平成２６年（フ）第４０号
石川県七尾市和倉町カ部39番地８、従前の住所兵庫県神戸市東灘区青木６丁目４番19号川北ビル501号
債務者　大橋　恭平
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第１７４号
長野県千曲市寂蒔668－１　モリタ壱番館202号室、住民票上の住所長野市大字柳原2253番地４　ファミールＦ・Ｂ101号
債務者　氷熊あゆみ（旧姓柳沢）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１７５号
長野市大字鶴賀上千歳町1413番地２　嶋田ビル54号
債務者　渡辺　昭夫
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２１８号
長野県安曇野市豊科高家5580番地12　逸見方
債務者　多田　一久
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２４２号
長野県松本市神田１丁目13番31号　サンエクラアン105号室
債務者　竹村　剛
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第２４７号
長野県松本市笹部３丁目13番29号　松南病院内、住民票上の住所長野県諏訪市大字上諏訪13330番地31　蓼の海第３団地48－11
債務者　武藤　豊緒（旧姓櫻本）
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３４２号
静岡県駿東郡長泉町下土狩196番地の２、前住所静岡県駿東郡長泉町下土狩105番地の29杉山アパート１号
債務者　長谷川広幸（旧姓西郷）
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第３６８号
静岡県沼津市大塚990番地の11　県営住宅原団地Ｎ－106号
債務者　宇田　恒子
1　決定年月日時　平成26年12月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
鳥取県米子市旗ヶ崎８丁目14番16号　Ｅ号
債務者　山内　昌之
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２６年（フ）第４６号
愛媛県宇和島市三間町古藤田403番地
債務者　木下　由紀
1　決定年月日時　平成26年12月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２６年（フ）第１０２号
福岡県飯塚市横田753番地25　横田ハイツ101
債務者　松下久美子
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第１０９号
福岡県飯塚市楽市４番地　市営楽市２住宅２号
債務者　木下　宜美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２６年（フ）第７０号
福岡県田川市大字川宮1421番地21
債務者　小川　英幸
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第７３号
福岡県田川市大字川宮379番地17
債務者　野中　直美
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第１２号
長崎県対馬市上県町女連61番地
債務者　辻　直彦
1　決定年月日時　平成26年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月16日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係